

# 情報ボックス

## お知らせ

まだ農業委員会委員選挙人名簿  
登録申請を行っていない皆さんへ

平成19年度安曇野市農業委員会委員選挙人名簿作成のため、申請を受け付けています。

この名簿は、毎年1月1日現在で資格のある人の申請により作成されるもので、農業委員会に関する選挙などで基本となります。

今回から前年度の記録をもとに修正する方式に変わりました。このため個人情報に配慮し、封筒による配布、回収を行います。また、前年度申請を行わなかった人や該当すると思われる人は、農業委員会事務局まで連絡してください。

■申請できる人  
昭和62年4月1日までに生ま

れた人で、平成19年1月1日現在、安曇野市に在住し、次の①または②に該当する人

- ① 1,000㎡(10アール)以上の農地を耕作している人
- ② ①の人の同居の親族またはその配偶者で、年間60日以上耕作に従事している人

### ■申請方法

郵送した申請書の裏面の注意事項をご覧の上、必要事項を記入して各総合支所産業観光課または三郷総合支所農業委員会事務局までご持参ください。

■問い合わせ 三郷総合支所内 農業委員会事務局 (TEL 77・3111)

### 穂高地域・開発事業の承認

平成18年11月の開発審査分 (承認日 平成18年12月15日)  
■二子コン(株)穂高工場の開発事業  
場所 北穂高1284・2他4筆

・開発面積 14,836.92㎡  
・目的 既存工場の改装(事務所を2階へ移動し、旧事務所スペースを電気二重層コンテナサ製工リアに変更)

■松本日産自動車(株)の開発事業  
場所 北穂高2771・1他4筆の内  
・開発面積 3,623.94㎡  
・目的 自動車販売店舗の増築(整備工場・洗車場)

■安曇精工(株)の開発事業  
場所 北穂高3000・1他2筆  
・開発面積 2,026.15㎡  
・目的 既存施設の用途変更(既存福祉施設の移転に伴い、工場へ変更)

■(株)NTTドコモの開発事業  
場所 牧1947・2の内  
・開発面積 713,000㎡の内6,000㎡

・目的 携帯電話移動通信無線基地局の立地(コンクリート柱+アンテナ(最高高19.9m))  
■(株)あづみ野開発の開発事業  
場所 柏原1570・1他1筆  
・開発面積 2,855.72㎡  
・目的 宅地分譲地8区画の立地  
※開発面積は土地面積です。

**公費での年賀状を取り止めました**

多くの皆様から年賀状をいただき、誠にありがとうございました。昨年まで関係の皆様へ年賀状をお送りしていましたが、本年から公費での年賀状を取り止めました。皆様のご理解をお願いします。

安曇野市長 平林 伊三郎



### 無料法律相談

市では、長野県弁護士会松本在住会の協力で、無料法律相談会を開催します。相談内容などの秘密は固く守られます。

- 日時 2月7日(水) 午後1時30分～4時30分
- 場所 明科総合支所第2会議室
- 相談人数 8人(1人20分)
- 申込方法 1月31日(水)の午前9時から正午までに電話でお申し込みください。先着順ではあり



### 男女雇用機会均等法が改正

4月1日から男女雇用機会均等法が改正され、性別による差別や不利益取り扱いの禁止範囲が拡大されます。

りませんので、受付時間内にお申し込みください。申し込み多数の場合は、抽選になります。

■申し込み・問い合わせ 総務部総務課庶務係 (TEL 71・2000)

### ■改正の主なポイント

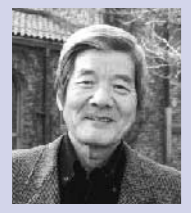
- ① 性別による差別禁止の範囲の拡大
    - ・男女双方に対する差別の禁止
    - ・間接差別の禁止
  - ② 妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止
    - ・妊娠、出産、産休取得等による解雇その他不利益取り扱いの禁止
    - ・妊娠中、産後1年以内の解雇の無効
  - ③ セクシュアルハラスメント対策
    - ・男性に対するセクシュアルハラスメントも対象
- 問い合わせ 長野労働局雇用均等室 (TEL 026・227・0125)

### 長野県内の最低賃金

長野県内の事業所で働くすべての労働者に適用される長野県最低賃金(時間額)が、655円に改定されました。なお、産業別最低賃金は、次の表のとおり改定されました。この機会にぜひ、賃金の確認をしてみてください。

産業別最低賃金	時間額
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、精密機械器具製造業	757円
一般機械器具、自動車・同付属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	769円
各種商品小売業	730円
印刷、製版業	736円

## 人権コラム



### いじめと人権 碌山美術館館長 所 賛太

昨年の終わりごろから、いじめによる小中学生の自殺の報道が連日のように流されました。将来のある子どもたちが自らの命を絶ってしまうという、世の中にとっても悲しい出来事です。加害者にとってはほとんど罪の意識がなく、冗談のつもりで言動したと言います。もっと怖いのは、加害者に加担したり、見て見ぬふりをする傍観者が多く存在しているということです。

□ 子どもたちは、大人の背中を見て生きています。このような子どもの行動は、私たち大人の側に問題があるのかも知れません。日本のことわざに『雉も鳴かずば撃たれまい』『出る杭は打たれる』『寄らば大樹の陰』『もの言わば唇寒し秋の風』などがあります。極めつけは『赤信号みんなでわたれば怖くない』。自分の行動が突出して周りから目立つのを極端に嫌います。子どもたちもいじめをしている現場を見ても注意するなど目立ちたくないのです。親としても、子どもが傍観者であることがいじめの対象となりにくいと考えてしまいます。逆に学校や社会の中でいじめをするのは卑怯なことで、人間として許されないことだという考えが主流になっていったら、いじめる子どもは少数派となり悪いことだと注意できる子どもが増えます。

□ 学校や家庭で「本人に責任のないことを、からかったり笑ったりすることは無意味なうえに卑劣な行為である」「自分と違うという理由だけで、人を笑いものにする権利は誰にもない」ことをしっかり分からせ、しつけることが解決への近道ではないでしょうか。

### ■問い合わせ

- 長野労働局労働基準部 (TEL 026・223・0555)
- 松本労働基準監督署 (TEL 48・5693)
- 大町労働基準監督署 (TEL 0261・22・2001)